

準拠法に関する作業草案

A条 範囲

1 このテキストは、親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生じる扶養義務〔（子に対する扶養義務（父母の婚姻に関する身分上の関係を問わない。）を含む。）〕の準拠法を定める。

2 このテキストの適用は、前項に掲げるいかなる関係の存在にも影響を与えない。

B条 定義

このテキストにおいて、

a) 「扶養権利者」とは、扶養料が支払われるべき個人又は扶養料が支払われるべき者と主張されている個人をいう。

b) 「扶養義務者」とは、扶養料を支払うべき個人又は扶養料を支払うべき者と主張されている個人をいう。

c) 「書面による合意」とは、その中に含まれる情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録された合意をいう。

d) 「法律」とは、国内で効力を有する法律のうち抵触法のルールを除くものをいう。

C条 準拠法に関する原則的なルール

1 扶養義務は、扶養権利者の常居所地国の法律によって規律される。

2 扶養権利者が常居所地を変更した場合には、その変更の時から、新しい常居所地国の法律を適用する。

D条 子に関する特別のルール

21 歳未満の子に関する扶養義務については、次の規定が適用される。

a) 扶養権利者が、C条の定める法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときには、法廷地の法律を適用する。

b) C条の規定にかかわらず、扶養権利者が、扶養義務者が常居所を有する国の権限当局に申立てをした場合には、法廷地の法律を適用する。ただし、扶養権利者がこの法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養権利者の常居所地の法律を適用する。

[c) 扶養権利者が、C条並びに本条 a 号及び b 号の定める法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときには、両者が共通の国籍を有する国の法律を適用する。]

[E 条 配偶者及び元配偶者に関する特別のルール

C条の規定にかかわらず、配偶者間又は元配偶者間の扶養義務は、総合的な状況に照らして明らかに、その扶養義務が両者の最後の共通常居所地国により密接に関連しているとみられる場合であって、配偶者又は元配偶者のいずれかがその国になお居住しているときには、その国の法律によって規律される。]

[F 条 抗弁についての特別のルール

親子関係に基づいて子に対して生ずる扶養義務及びE条に定める扶養義務の場合を除いて、扶養義務者は、扶養義務者の常居所地の法律によっても、また、当事者が共通の国籍を有する国（そのような国がもしあれば）の法律によっても扶養義務がないことを理由として、扶養権利者からの請求を争うことができる。]

G 条 個別の手續に関する法廷地法の指定

1 C条からF条までの規定にかかわらず、扶養権利者と扶養義務者は、個別の手續に関して、明示的な選択によって、法廷地法を扶養義務の準拠法として指定することができる。

2 手續の開始前にされる指定は、[両当事者の署名のある] 書面による合意によらなければならない。

H 条 準拠法の指定

1 C条からF条までの規定にかかわらず、扶養権利者と扶養義務者は、いつでも、[両当事者の署名のある] 書面によって、次の法律のいずれかを、扶養義務の準拠法として指定することができる。

- a) 指定時にいずれかの当事者が国籍を有する国の法律
- b) 指定時におけるいずれかの当事者の常居所地国の法律
- c) 当事者が、夫婦財産制の準拠法として指定した法律
- d) 当事者が、離婚又は法律上の別居の準拠法として指定した法律

2 前項の規定は、[18] [21] 歳未満の子及び能力の障害又は欠如のために自らの利益を保護することができない成人については、適用しない。

3 指定された法律の適用が明らかに不公正又は不合理な結果をもたらす場合には、その法律は適用しない。

I 条 公的機関

公的機関が、扶養権利者に対して扶養に代えて行った給付について、その償還を求める権利は、その機関が服する法律によって規律される。

J 条 準拠法の適用範囲

扶養義務の準拠法は、特に次の事項を規律する。

- a) 扶養権利者が、扶養を請求できるか否か、いかなる内容の扶養を誰に請求できるか。
- b) 扶養権利者が、どこまで遡及して扶養を請求できるか。
- c) 扶養料額の計算方法及びインデックス制度
- d) 誰が扶養請求の手続を開始する権利を有するか(手続上の能力及び手続における代理の問題を除く。)。
- e) 時効及び手続開始の期間制限
- f) 公的機関が扶養権利者に対して扶養に代えて行った給付についてその償還を求める場合における、扶養義務者の義務の内容

K 条 公序

1 このテキストによって定まる法律の適用は、その結果が法廷地国の公の秩序に明らかに反する限りにおいて、拒否することができる。

[2 準拠法が別段の定めを有する場合であっても、扶養料の金額を決定する際には、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力を考慮に入れることができる。]

条約草案に関する提案

第31条 執行の規定と手続に関する情報

【訳注：これは Work.Doc.98 (2006年6月) の案の第31条：Prel.Doc.No.25 (2007年1月)

の案では第32条(文言は同一)】

締約国は、この条約の締約国になる際に、ヘーグ国際私法会議常設事務局に対して、扶養義務者の保護のための規定並びに扶養義務の継続期間及び時効に関する規定を含む自国の執行の規定及び手続についての説明文を交付しなければならない。締約国は、この情報を更新しなければならない。